

共働き
世帯など
対象

保育の必要な園児の保護者は、 預かり保育の補助金が支給されます



【申請期間】

2025年

2026年

12月10日 ▶ 1月20日

申請・利用方法

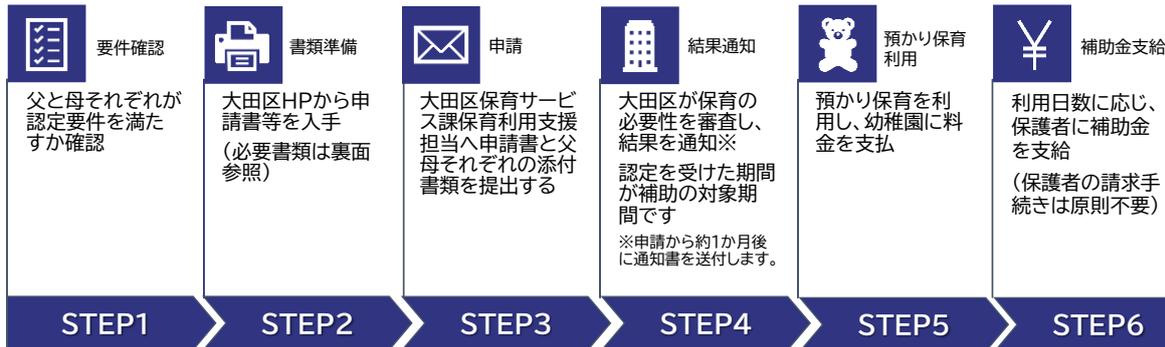
支給を受けるためには、**申請書※1と保育の必要性を証明する添付書類を提出し、施設等利用給付認定（第2号又は第3号）を受ける必要があります。**

※1 施設等利用給付認定・変更申請書（第2号又は第3号）兼みなし認定申出書

満3歳児クラスに入園の方

住民税非課税世帯の場合、施設等利用給付認定（第3号）を受ける必要があります。課税世帯の場合は、5月頃に配布される補助金パンフレットに記載の二次元コードから手続き（3歳の誕生月の1日から申請可能）となります。

※年少クラスに進級する際に、施設等利用給付認定（第2号）を受ける必要があります。



補助額（月あたり）

- 園に支払った金額が上記の金額よりも少ない場合、支払った金額が補助されます。
- 預かり保育の実施時間が少ない幼稚園や預かり保育を実施していない幼稚園に在籍している場合、併用施設の補助が可能です。詳細は、大田区HPをご覧ください。

併用施設の補助について



保育の必要性の要件等（父と母が要件を満たし、それぞれの添付書類の提出が必要です。）

認定要件	内容	添付書類
就労	月 48 時間以上の就労を常態としている	★就労証明書（発行後 3 か月以内のもの） ※自営の方は以下も添付 ・自営業を証明する書類（開業届又は営業許可証等） ・収入を証明する書類（確定申告書控、源泉徴収票等）
妊娠・出産	出産予定月とその前後 2 か月間の方 例）7 月出産では、5 月から 9 月まで認定	母子手帳の写し（氏名と出産予定日のページ）
疾病・障がい	保護者が疾病、障がいを理由に保育が困難	（疾病）診断書又は★病状内容確認書 （障がい）障害者手帳の写し
同居親族の介護・看護	同居親族の看護・介護により保育が困難	・被介護（看護）者の状況がわかるもの 例）診断書（発行後 3 か月以内のもの）、障害者手帳等 ・介護、看護の実態が分かるものの写し 例）介護サービス計画書等・★介護・看護状況申告書
求職活動	求職活動を常態としている ※2 回以上継続しての認定は認められません。 認定回数に限度があります。	★求職活動状況申立書 ※就労内定の方は就労証明書
就学	月 48 時間以上の就学を常態としている ※趣味の講座、カルチャースクール等は除きます	・在学証明書 ・時間割、カリキュラム等
育児休業	申込児童以外の子の育児休業を取得中で、育児休業取得前から継続して保育施設を利用している	★就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ★受託証明書（保育サービス課で保育施設の利用が確認できない場合）
その他	災害復旧等により保育が困難	り災証明書等

※診断書は患者氏名、診断名、病状経過、保育や就労ができない理由の記載が必要です。

※ひとり親の方は、上記の書類に加え、ひとり親の手当・医療の資格があることが分かる書類又は離婚受理証明書、離婚日の記載のある戸籍謄本のいずれかの書類が必要です。

※保護者が外国籍の方は、父母それぞれの在留カード両面の写しが必要です。

申請書と★印の書類は、大田区ホームページから入手してください

書類ダウンロード



FAQ

Q. 申請期間中に提出ができません。どうすればいいですか？

A. 期間後でも随時申請できます。ただし、結果の通知や補助の開始日が遅れる可能性があります。認定の開始日は、申請書の受付日以降になります。受付日以前に遡って認定することはできません。

Q. 兄姉が既に施設等利用給付認定（第 2 号）を持っています。申請は必要ですか？

A. 再度の申請が必要です。

Q. 昨年度に幼稚園に入園し、預かり保育料の補助を受けていました。今年度も手続きが必要ですか？

A. 認定期間内であれば、新たに手続きを行う必要はありません（満 3 歳児クラスの預かり保育料補助を受けている方は除く。）。ただし、5 月頃に行う現況調査で就労証明書等のご提出が必要となります。

提出先、問い合わせ先

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14

大田区子ども未来部 保育サービス課 保育利用支援担当（3 階 21 番窓口）

TEL 03-5744-1280

電子申請はこちらから



※キーワード「施設等利用給付認定」でご検索ください。

保育サービス課の窓口へ直接お持ち込みいただくか、郵送もしくは電子申請でお送りください。

郵送事故の責任は負いかねますので、郵送の場合は追跡可能なレターパックや簡易書留などを推奨しております。また、料金不足の場合は、申請書類を受け取れません。